

町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金に係る審査要領

1 目的

この要領は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付決定の審査について、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付要領（以下、「交付要領」という）第4条第2項に定める審査の詳細を定めるものとする。

2 審査委員会

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会に委員長、委員を置く。
- (2) 委員長は、市民自治推進部長とする。また、委員は、市民自治推進課長、市民自治推進課長補佐とし、委員長が必要と認める場合は、委員長が指名する者を加えることができる。
- (3) 審査委員会は、非公開とする。
- (4) 審査委員会の事務局は、市民自治推進課に置く。

3 審査について

審査は書類審査とする。ただし、審査においては個別に申請団体に対しヒアリングを実施することができる。

- (1) 審査委員会の委員長及び委員は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付要綱及び交付要領に記載する形式的要件を満たした者に対し、別表1の審査項目に基づき、審査・採点を行う。
- (2) 採点の結果、委員長及び委員の採点の平均が22点未満の得点となった場合は不合格とし、採択しない。
- (3) 委員長及び委員の平均得点の上位の団体から順位を決定し、採択する団体数は予算の範囲内とする。
- (4) 平均得点が同点であった場合は、審査委員会において協議の上、委員長が採択する団体を決定する。

4 交付の決定

市長は、審査委員会の審査結果を参考に、補助金の交付について決定する。

5 補足

この要領に定めるもののほか、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金に係る審査に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1

NO.	審査項目	審査の着眼点（主として評価する内容）	採点基準
1	実現性・ 計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画は具体的で無理がないか。 ・ 審査項目 5 との整合性が取れているか。 	10 点：非常に優れている 6 点：優れている 4 点：普通 2 点：やや劣る 0 点：劣る
2	連携による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携団体の事業内容にあった連携を行うものであるか。 ・ 他の団体と連携することにより知識経験等を得られるものであるか。 ・ 他団体と連携していくきっかけとなるものであるか。 ・ 今後も連携団体との連携の可能性が高いか。 	
3	事業の継続性・ 自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金がなくなった後も事業を継続、発展する可能性が高いか。 ・ 事業の終了後も、その成果や知識経験が残るものであるか。 	
4	活動の広がり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者、又は担い手について、新たな参加を促す取り組みに優れているか。 ・ 地域住民等が、今後の展開も含め広く対象となる事業か。（対象の多寡で判断するのではなく、活動に公共性があるかどうかで判断。） 	
5	事業内容 ・ 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内自治会の活性化によって、地域コミュニティの維持・強化に貢献するものか。 ・ 活動の目的が明確か。事業により目的が達成できるか。 ・ 地域課題解決や運営の円滑化、活動の充実等の取組みに資するものか。 	5 点：非常に優れている 3 点：優れている 2 点：普通 1 点：やや劣る 0 点：劣る
6	活動の主体性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内自治会もしくは連携団体が自発的に計画し、責任をもって運営にあたり、事業を実施できる体制か。 ・ 過度に連携団体に依存する体制となっているものではないか。 	
7	創造性・ 先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の創意工夫や先駆性があり、他団体が当該事業を参考として、今後同様の試みを行うことが期待されるか。 	